**第1章　土地**

**位置及び面積**

　本府の極所の地名及び経緯度をみると、極東は枚方市大字穂谷（東径135°45'）、極所は泉南郡岬町多奈川小島（東経135°07'）、極南は同じく岬町多奈川西畑（北緯34°16'）、極北は豊能郡能勢町天王（北緯35°02′）で、その直線距離は東西59.6km、南北86.4kｍに及んでいる。
　また、本府の大半は摂津平野、河内平野、和泉平野を合わせたいわゆる大阪平野で占められ、北部は京都府、東部一帯は生駒、金剛の両山地を隔てて奈良県に接し、南部は和泉山脈を境として和歌山県に、西部では兵庫県にそれぞれ接している。また、大阪市以南の西部では大阪湾に臨んでいる。
　昭和60年10月１日現在の大阪府の面積は1867.86km2で、全国47都道府県中最小のものとなっており、大阪市を初めとする31市12町１村から成り立っている。

**地勢及び地質**

　大阪平野の中心をなす大阪市及びその周辺地域は、淀川、大和川の営む堆積作用によって生まれた土地であり、上町台地一帯を除いては概して低地である。
　和歌山県と境を接する金剛山地は本府東南に起こり、延々地を北にはせて奈良県境を区画する生駒山地と結んでいる。金剛、葛城、信貴、生駒の諸山はこれらに属している。
　また、本府南部には和泉山脈があって支山脈が北東に走り、七越、槇尾、天野の諸山が起伏し、北部では中国山脈の余勢が南に伸び、能勢、箕面、龍王の諸山を擁し、その姿はいずれも優美で人々に親しまれている。
　淀川は、その源を滋賀県琵琶湖に発し、瀬田川、宇治川となって京都府を貫流し、途中、木津川、桂川を合わせたところより本府北部に入り、毛馬より二つに別かれ、西へ淀川（昭和40年４月１日から名称変更＜旧名称新淀川＞以下同様）、南に流れては中之島をはさみ、旧淀川（大川・旧堂島川・安治川）、土佐堀川となり、合流して大阪湾に注いでいる。また、南に流れるこれらの川を利用して、豊臣秀吉が1585年に東横堀川等を、また松平忠明が1615年安井道頓堀に命じて道頓堀川を開かせるなど、10数余の疎水路が設けられて“水の都”として大いに栄えた。
　大和川は、奈良県に起こり、金剛山地と生駒山地の間を流れて府内に入り、藤井寺市で石川と合流し、西に流れて大阪市南部、堺市、松原市との間を縫って大阪湾に注いでいる。
　この大和川は、淀川に次ぐ大きな川であるが、河心は年とともに砂に埋まり浅瀬となって水運の便を欠いている。
　また、このほか著名な川として石津川、津田川等の諸川があるが、いずれも水運に恵まれていない。
　池沼は、府下に約１万３千ほど点在するが、多くは田畑の灌がい用に供せられるもので、そのうち規模の大きなものとして、久米田池（岸和田市）、狭山池（狭山町）、光明池（和泉市）の水面積40ha前後の池があり、そのほかでは大野池（和泉市）、寺ヶ池（河内長野市）、山田池（枚方市）などがあげられる。
　本府の地質の最大面積を占めるものは、第４紀古層及び第４紀新層であって、和泉沿海の地方は主として前者に属し、摂津南部及び河内平担部は後者に属している。また、これに次ぐものは摂津中央部、河内東北部及び和泉中央部より河内南部にわたる第３紀層と、河内、和泉の山間部の片麻岩層及び和泉の砂岩層とである。なお、花こう岩層は河内東北部の山間及び摂津北部に分布し、秩父古生層は摂津北部においてみるだけとなっているほか、安山岩は大和川支流の原川上流の河内の山間において、また、石灰岩は摂津北部の山間にわずかにみられる。

**行政区域の変遷**

　明治元年、新政府の地方官庁として、大阪鎮台が設置され、新政が開始されたが、間もなく大阪裁判所と改称された。同年５月、府藩県制の制定により、大阪裁判所を改称し大阪府が設置された。その後、同年６月に堺県が、更に翌２年１月には摂津県、河内県が、それぞれ大阪府から分離独立し、府の管轄区域は大阪市街地のみとなった。同4年11月、地方府県の大改革が行われ、摂津の諸県が廃止され、新しい大阪府が設置された。同14年２月には堺県を廃し大阪府に統合。これよりさき、堺県は奈良県を統合していたので、大阪府の管轄地は新たに河内、和泉、大和の三国が加わることとなり、大阪府史上で最大のものとなった。しかし、同20年11月、奈良県が大阪府から離れて再設置され、摂津７郡と河内・和泉２国を管轄地とする大阪府の区域が確定した。
　以降、現在まで本府の行政区域については、昭和33年４月に京都府南桑田郡樫田村が高槻市に、亀岡市の一部が豊能郡東能勢村（現、豊能町）に編入された以外は、変わっていない。
　府内の市町村については、幾多の統廃合が行なわれた。特に、明治22年４月の市制、町村制の施行、及び昭和28年10月の町村合併促進法の施行により、市町村数は減少し、昭和60年４月現在、31市12町１村となっている。